

とちぎ健康 2 1 プラン推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 健康増進法（平成 14 年 4 月 2 日法律第 103 号）第 8 条に定める都道府県健康増進計画（以下「計画」という。）の策定及び推進並びに関係者相互の情報交換を進め県民健康づくり運動への多様な取組を促進するため、「とちぎ健康 2 1 プラン推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 県民の健康意識、健康水準等の現状及び課題に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) 計画の推進に関わる役割分担及び連携に関すること。
- (4) 計画の推進の評価に関すること。
- (5) 計画の中間見直しに関すること。
- (6) 地域保健・職域保健の広域的な連携推進及び調整に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 3 0 名以内をもって組織する。

2 委員は、以下のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県議会代表
- (2) 市町村代表
- (3) 健康の増進のために必要な事業の実施者
- (4) 医療関係者等及び学識経験者
- (5) その他健康の増進に係る関係者

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 3 会議は公開とする。

(部会)

第 6 条 協議会の検討事項を効果的に行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営等については、各部会ごとに別に定める。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、栃木県保健福祉部健康長寿推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月20日から施行する。
この要綱は、平成18年8月21日から施行する。
この要綱は、平成24年5月22日から施行する。
この要綱は、平成26年6月27日から施行する。
この要綱は、平成31年4月19日から施行する。
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。